

# 經濟論叢

第六十一卷 第一號

---

わが國民生活と封建制度……………堀江保藏

農業立國論批判……………山岡亮一

アンウィン『十六・七世紀の工業組織』……………堀江英一

共同研究

—— 絶體主義をめぐつて ——

---

京都帝國大學經濟學會

# わが國民生活構造と封建制度

堀 江 保 藏

は し が き

かつて「我國の經濟構造に關する歴史的一考察」と題する拙稿に於て、『封建社會は我國では、莊園制度を基礎としその崩壞の過程に於て成立したものであるが、そこに存する上述の如き身分關係、從つて忠義と恩愛との觀念は、肇國の往昔に源流を發する君臣關係が、適と歴史過程に於て顯現せるものと考へられる。即ち國史を一貫せる我國の家族的構造の一現象形態に外ならぬのである』云々と述べた。本稿に於てはこの點に關して稍々詳細に説明し、以てわが國民生活構造を考へる上に一つの問題を提供したいと思ふ。

(註一) 本誌、第五十九卷第五號掲載。

## 一 わが國民生活構造

凡そ人間の生活は大體これを分つて次の四つとすることが出来る。家庭生活・社會生活(市民社會的生活)・國生活・世界生活がそれである。家庭生活は家長を中心とし頂點とする縦の關係に於ける生活であり、國生活は主として政

治的手段を以て結びつけられた人と人との關係、即ちこれも亦縦の關係に於ける生活である。これに對して社會生活は、主として經濟的手段を以て、家と家或は個人と個人とが、互ひに人格を認め、平等の立場に於て取り結ぶところの、横の關係に於ける生活である。また世界生活は、國と國或は國境を超越した個人と個人との横の關係に於ける生活であつて、いはゞ世界的規模に於て營まれる社會生活であると見ることが出来る。

(註二) 深作安文著「外來思想と我が國民道德」二四〇頁以下参照。

以上の四つの生活も、更にこれを概括すると、人間の生活は縦の關係に於ける生活と横の關係に於ける生活との組合せから成立つてゐるといふことが出来るのであるが、それはさておき、わが國民は、從來、家生活あるを知つて社會生活あるを知らず、國生活あるを知つて世界生活あるを知らなかつた。家族主義の下に家生活を營むこと、並びに國家主義の下に國生活を營むことには頗る馴れて來たが、相互に相手方の立場と人格とを尊重して取り結ぶところの、社會生活・世界生活には頗る不馴れであつた。忠孝を以て國民道德の基本原理とし、この原理に従ふ生活には餘程優れたものがあつたが、社會生活・世界生活に於て、文明諸外國の國民に比べて如何に劣つてゐたかは、こゝに述べる必要のないところである。然らばかゝる事柄はどこから生じたか。それには色々の事情が考へられるが、根本なものは國民生活の歴史的構造であると思ふ。

いふまでもなく、我々は、中心であり頂點であらせられる天皇に對して、『義は君臣・情は父子』の關係に於て、即ち縦の關係に於て結ばれてゐる。單に現在に於てのみならず、遠い過去に於ても同様であつた。而もその現在と過去との繋がりには、單にいづれの時點を捉へて見ても同じであるといふだけではなくて、實に祖先から子孫へ同じものが流れて來てゐるといふ意味に於て、まさに歴史的な繋がりなのである。即ち天皇の御祖神は天照大神であ

り、我々の祖神はいづれかの、また幾つかの階梯を経て、結局天照大神に歸一するのであるとの信念又は歴史的由來が、今日に至るまで國生活の最も強い結合の紐帶をなして來たのである。約言すれば、わが國生活は國家的規模に於ける家生活に外ならなかつたのである。

そこで、家生活に就て一言するならば、歐米のそれは主として夫婦單位の生活であつて、子は長じて婚姻すると、親の家を出で、獨立の家を持ち、親の家を相續することがないのに對し、我國のそれは、親と子、從つて祖先と子孫との、祖神を中心原理とする縦の關係に於ける生活である。専ら夫たる戸主を中心として、それに妻たる主婦とこの夫婦の子女、並びに隱居せる親、或は戸主の叔父母乃至兄弟姉妹等が一家内に生活し、その全生活に於て戸主の統制に服し、嗣子は長じて親たる戸主の家と權限とを相續するといふところに、我が家族制度の特徴がある。否、戸主はかゝる意味に於ける單なる家長であるのではなく、實に祖神の現身としての家長であり、從つて家族員は單なる家長の統制に服するのではなく、家長に於て體現されてゐる家そのものに服することになつてゐるのである。更にいへば、家長自らも、實は自己のための生活をしてゐるのではなく、家そのものための生活を營んでゐるのである。かくて家長も家族も、家の中に没入して、その個人格は現はれないといふことになるのである。

江戸時代の商家の家憲を見ると、『從來の業務の外は他に手を出さず』とか、『商賣替無用の事』とかを掲げたものが多く、『相不變』の三字を以て家憲としたものもあり、要するに、祖先累代の家業はこれを固守して改むべからずとするのが普通であつた。家長の地位は、親から子へと家のバトンを渡す選子たるに外ならなかつたのである。このことは商家に限られたものではなく、農家・工家に於ても同様であり、武家に於ては、後に述べるやうに、更に嚴格であつて、寧ろその影響が農工商家に於ける家の觀念を強化したものの如くである。宗門に於て

も、妻帯が公然認められてゐる宗派にあつては、名僧を選んで次の門主に据えろといふ慣例は變じて、世襲制度が採用せられた。

勿論、かやうな家庭生活、殊に家と家業との離るべからざる關係は、維新後、制度上廢棄せられ、家業或は家格に基く身分の高下は區別せられないことゝなつた。けれども家生活そのものは、餘程個人主義的性格を帯びた民法の規定にも拘らず、尙ほ舊態を保持してゐることは事實であつて、甚しき場合には、男子は總て家業に従事させるのみならず、女子も養子縁組をさせてその婿にも家業に従事せしめ、以て家業の重要な地位はすべて一家一門でこれを占める、といふ慣例も少なからず見受けられるところである。今年一月に發表された三井家の家憲に掲ぐる『三井構成員を十一家とし、このうち六家を六大家とし、特に三井八郎右衛門家を宗家とすること』なる一ヶ條は、恐らく家生活に關する顯著な規定であらうが、かゝる規定の存否にかゝはらず、家生活の觀念は我々に普遍的に存在するところであり、富豪層に至るほどそれが濃厚であるとして差支へあるまい。

以上のやうな家生活が國家的規模にまで高められ、國家的範圍にまで擴大せられたものが、わが國生活である。否、兩者は外形上同一であるといふだけではなく、前述のやうに、祖神を媒介として緊密なる内的結合關係にあるのである。従つて我々が家生活に馴れてゐるといふことは、取りも直さず國生活に馴れてゐるといふことであり、逆も亦真なのである。要するに我々は、國家主義の下に於て國生活に馴れるといふ歴史的傳統に従ひ、有史以來今日に至るまで生活を營んで來たのである。

かくの如く、家的な構造を持つ國家本位の生活は、我國の歴史を一貫として流るゝ國民生活の構造であつた。天皇は單なる元首であらせられるのではなく、かゝる歴史的傳統を持つ國民生活構造に於ける頂點であり、中心であ

らせられる。封建諸侯の間から實力によつてキングの地位に上つた諸外國の國王とは凡そその性質を異にするのである。具體的にいへば、天皇は最高の封建領主であつたのではなく、實に封建制度の外に立ち、その將軍との間の君臣關係は、封建的な主従の關係ではなかつた。その結果、封建制度が發達すると、朝廷は政權を失はれるが、他方に於て將軍は、統治權が明示又は默示の天皇の御委任に起源を發してゐるといふ基本關係から離れることが出來ず、かくて封建制度が崩壞すれば、大政奉還といふことが當然起つて來るのである。この事は明治維新に際しても、また原始封建社會とも呼ばれる上代氏族社會の崩壞期に行はれた大化改新に際しても、現はれた事柄である。

(註三) 牧博士「日本法制史概論」一八五頁

諸外國に於ても國王は、エホバの最高の受命者たるカイゼルたることを以て理想とし、信仰の防護を以てその特權であり、至上の義務であると考へ、而して信仰の防護と人民の統治とは離るべからざる職分であると主張した。けれども國王は元々一個の封建領主に過ぎず、近世國家の元首としても最高の封建領主たるに外ならなかつた。また信仰の防護と人民の統治とが不可分の關係にあるとの主張、換言すれば所謂祭政の一致は、我國のそれとは頗る趣きを異にした。即ち西洋に於ては、兩者が不可分の關係に於て行はれる限り、何人が國王の位に即いてゐても支障がなかつたのであるが、我國に於ては天皇以外には元首の地位に即き得なかつたのである。

(註四) 福田博士「社會政策と階級闘争」一四頁

かやうに考へると、國民生活に於ける天皇の地位が如何に重要であるか、また天皇制の問題が如何に重要な問題であるかがわかる。更に昨年一月一日の詔書の中で、自分は現神にあらざる旨を宣はせられたこと、並びに聯合軍總司令部から國家宗教としての神道の廢絶を命ぜられたことが、わが國民生活の在り方に如何に重要な影響を及ぼ

すものであるかは、いはずして明かであらう。

かやうにして我國は、等しく東洋的でありながら、印度や中國とその國民生活構造を異にした。前世紀の中頃、西洋文明に接觸したとき、我國獨りこれを取入れて、近代文明國に成り得たに就ては、かゝる生活構造が興つて力があつたやうに思はれる。蓋し、先進國の植民地と化せざらんがためには、進んで先進國と對等の地位に立ち得んがためには、國力の充實といふことが最も重要であるとせられたが、その充實に向つて民力を動員する上に、この生活構造は最も適してゐたからである。

はれども今やかゝる構造の國民生活に對して反省すべき時は來た。私は前掲拙稿に於ても若干この點に言及したが、こゝでは我が封建制度の特質の吟味を通じて、國民生活を批判的に眺めて見ようと思ふ。

## 二 封建制度と國民生活構造

我國の封建制度をその成立・發展・崩壞の過程に於て眺めると、そこには西歐羅巴諸國に於ける封建制度との間に、種々の相違點が見出される。當面の問題との關係に於て、その最も注意すべき點は、(イ)封建領主の支配權が殆ど絶對的といつてもよいほど強力であつたこと、(ロ)市民社會の生長が妨げられたこと、(ハ)右の二點に於て傳統的な國民生活構造の維持存続に寄與するところが頗る大であつたが、更に封建制度そのものが國民生活構造の封建的顯現形態に外ならなかつたこと、これである。

抑々わが國の封建制度は、莊園制度の崩壞過程に於て、この制度を母胎として生れたものである。いふ迄もなく、平安時代は莊園制度の時代であり、大なる莊園領主である中央貴族や社寺が政治の上にも絶大な權力を振つた

時代である。元來莊園は、家計に必要な農産物其他を調達するために、本居から離れた土地に設けられた田園を指していへるものである。従つてその初めには國家へ租税を納めた土地であるが、いつしかそれが、事實上又は制度上、不輸の土地となり、進んでその所有者は莊園の住民に對する國家の行政權や司法權をも排除し、こゝに不入といふ關係が生じた。

この不輸不入の特權を持つ莊園が發達し、その土地及び人民に對する領主の權力が領有權的性質を持つことになると、それは恰も國中國の觀を呈し、全國の土地・人民に對する主權分割の状態、即ち封建制度が成立したかの如く考へられるものがある。事實、西歐羅巴に於ては、我國で普通に莊園と呼ばれてゐるマナー・グランドヘルシヤフト・セイニユリーは、封建制度の經濟的構造を形成してゐた。然るに我國に於ては、これと異り、封建制度は、莊園を母胎としその崩壞の過程に於て成立したものであつた。即ち莊園的社會秩序の崩壞期に當り、安心立命を求むるものは自ら武士化するか若くは武士に依存してその庇護の下に生活を遂げんと欲し、こゝに武士を中心とする主從關係が成立することになつたのであるが、その武士は更に強力な武士へその身を隨へ、また武士一般は莊園を蠶食することによつてその勢力を加へ、かくして封建的社會秩序は次第に生長したのである。

従つて、莊園が律令制度に基く公的制度であつたのに對し、封建制度はその初めに於ては私的な社會關係に過ぎなかつた。それが質量ともに發展し、武士の棟梁に國政が委任せられるに及んで、こゝに封建制度は公的制度となつたのであつて、それは源賴朝の開幕に始まり、吉野朝を経て略・完成の域に達したのである。

かゝる過程を経て成立せる我が封建制度の第一の特質は、領主の支配權が殆ど絶對的といつてもよいほど強かつたことである。牧博士は鎌倉時代の主從關係に就て、『主從關係は、家來は主君に奉仕し、主君は家來を家來とし

て採用すると云ふ意思表示に依つて成立した一種の身分契約であつた。併し家來の服従と奉仕が主君に對する重き義務であつたのに對し、主君の保護は寧ろ恩惠的に與へられ、兩者の關係は法律的に雙務契約を成したものでなかつた。だから御家人が將軍に要求を提出したり、郎徒が彼の主人なる御家人を幕府に訴へたりする權利はない。歐洲中世の封建制度と大に異なる點である』と述べて居られるが、それは江戸時代未まで、即ち封建制度の全時代を通じて、變らざるところであつた。従つて、武士は主君に默從するにあらざれば、叛旗を翻へずか浪人する以外には、自己の意思を表はすに途なく、領民に至つては主君の非を他に訴へる途なく、他領へ逃散するか若くは百姓一揆の如き非合法的な暴力行爲に出でざるを得なかつた。農奴でありながら、その身分高きものは、領主の裁判に不服な場合には、これを上級領主の法廷へ上訴することの出來た西歐羅巴の狀態と大いに異なる所以である。

(註五) 牧博士、前掲書、一八六頁

わが封建制度が持つかゝる特質の生れた一つの理由は、封建制度の成立過程そのもの、中にある。即ち我國では莊園領主が轉じてそのまゝ封建領主になつたのでなかつたことがそれであつて、換言すれば、制度的に與へられたのでなくて、實力によつて獲得せられたところの領主の地位そのものが、領主の權力をして絶對的なものたらしめたのである。他の理由は、西歐羅巴社會には可成りの程度にローマ法の觀念が浸潤してゐたのに對し、我國に於ては儒教に基づく支那法を繼受したことが、佛教思想の普及と相俟つて、偏へに主君の權力の重くして、家來の服従義務の輕からざるを教へたこと、これである。

かくの如き性質のわが封建制度に於ては、主君或は主家への奉公を要求すること最も切實にして、事ある場合に一身一家を犠牲に供することを強要して、敢て怪しまなかつた。その半面に、主君の家來又は領民に對する家父長

的態度には、西歐羅巴に於けるよりも、まやかかなものがあつたかも知れない。けれども、身分固定の意識が深まる  
と同時に、滅死奉公・盡忠報國或は忠君愛國の理念が確立したのはこの封建制度の時代に於てであつて、それが家  
生活に於ける孝の道德原理、國生活に於ける忠の道德原理を強化する上に、頗る大きな役割を演じたのである。

第二の特質は、市民社會の生長を妨げたことであるが、これに就ては稍々詳しく歴史事實を語る必要がある。  
顧みるに、莊園制度の時代に於て、各個別經濟は概ね自給自足の生活を營んでゐた。中央貴族や地方豪族の中に  
は、大工・左官は元より織匠・酒造人などを召抱へ、恰もローマの貴族に見るが如き生活を營んでゐたものもある  
が、一介の百姓でも、衣食は殆ど自給し、住居は隣人相助けて建てるといふのが普通であつた。この間、例へば農  
具の鐵製部分をその巧者に、或は専門の鍛冶屋に依頼するとか、家屋の壁塗りをその道の巧者に頼むなどのことが  
始まり、進んで餘剰生産物の相互交換も行はれるやうになつた。この交換の發展過程に於て現はれたのが、一定の  
場所を選んで定期的に開催される市であつて、市を訪れる者も、交換を終れば直ちに消費者となるところの生産者  
ばかりでなく、行商人もこれに加はるやうになつた。

こゝに至ると、一つの市を中心とする交換の圏は、必ずしも莊園の範圍と一致しないことになる。蓋しわが國の  
莊園は、中には數ヶ村を包含する大なるものもあつたが、一ヶ村の何分の一かを以て出來上つた小さい莊園も少く  
なかつたからである。一般的に見て、交換の發達に伴ひ、經濟取引の關係は莊園の境を越えて擴がるといふのが大  
體の傾向であつた。

ところでこの交換經濟の發達は、まさに莊園領主たる貴族や社寺の欲するところであつた。といふのは、彼等は  
前述の如くその土地を次第に武士に蠶食せられ、土地からの收入を十分に期待することができなくなつた結果、こ

れに代る収入源を見出さねばならぬ立場に置かれてゐたからである。かくて彼等の着目したのがこの交換取引であつて、即ち彼等は自己に屬してゐた工匠其他を解放して座なる特權團體を結成せしめ、更にそれに倣つて新たに造られた工匠や商人の團體に獨占的特權を與へ、以て特權料収入を獲得することになつたのである。かゝる仕方は吉野朝頃から次第に盛んになつたが、それはその頃がまさに武士によつて莊園が殆ど食ひ盡されんとする時期であつたからに外ならぬ。

かやうにして、土地經濟的基礎を奪はれた貴族や社寺の庇護の下に交換經濟は發達し、商工業は生長したが、その成長と共に、彼等は莊園といふ狭い範圍に躊躇することを厭ひ、莊園領主による統制を束縛と感じ、それより脱してより人なる活動範圍と、より強き勢力による保護乃至統制を求むるに至つた。この欲求に應じたのが、莊園領主を倒して先づ現はれた守護大名であつて、かくて大なるものは數ヶ國にも跨る大名領地を以て略し、その範圍を劃する領域經濟が成立することになつた。城下町はこの領域經濟の中心であり、結節點たるに外ならず、また領域經濟そのものは、分散的封建制度の經濟的側面を形成したのである。

大名の庇護統制の下に一層の發展を遂げた商工業は、生長と共に再び窮屈を感じ初めた。この點を目ざとくも觀破したのが織田信長であつて、かの樂市樂座の制或は關錢の撤廢などの政策は、商工業者の中世的束縛からの解放の要求に應へたものに外ならない。即ち信長の一見自由放任的な政策は、商工業者に經濟的自由を認めること自體に目的があつたのではなく、全國の政治的統一を達成するための手段として、商工業を全國的規模に於いて統制すること、そこに目的があつたのである。樂市・樂座政策と堺の如き自治都市抑壓策との矛盾は、この事からして、それが決して矛盾したものでなかつたことが容易に窺はれるであらう。而して信長の理想は豊徳二氏によつて繼承

せられ、徳川時代に入つて成就し、商工業は幕府の統制と鎖國せられた狭い國土とを以て劃された限界内に於てのみ、その發達を許されたのである。

以上要するに、我國の商工業は、第一段に於ては莊園領主、第二段に於ては大名、第三段に於ては全國的統一權者といふが如く、夫々の時代に於ける政治的・社會的有力者の庇護統制の下に發展して來た。これは我國の歴史に於ける重要な特異性の一つである。元來商工業は、當事者双方が左右平等の立場に於てする双務的な取引であつて、封建的な上下主従の身分關係とは全く趣きを異にする。西歐羅巴に於ては、その事がまさに中心となり出發點となつて、商工業者は封建領主に對する身分的束縛から脱し、進んで自治都市の形成といふ組織的自由をも獲得し、以て申世後期に自治都市時代なる一時代をさへ劃せしめたのである。これに對し我國では、自治都市の成長する餘地は與へられなかつた。堺・博多の如きは自治都市として成長せんとしたけれども、總て萌芽の間に摘み取られたのである。

かくてわが國に於ては、社會生活は封建制度の枠の中で畸形的に發達したに過ぎず、況や社會生活に對する即自の認識は起らなかつた。明治維新が社會市民による革命の形をとらず、天降りの名民主革命として行はれた所以はこゝにある。要するに、わが封建制度は市民的社會生活の發達を抑制し、その限りに於て、傳統的な國生活・家生活の存続を許したのである。

第三の特質は、封建制度そのものが國民生活構造の封建的な顯現型態に外ならなかつたことである。即ち封建制度は家族制度・國家組織と決して別物ではなく、封建領主の下に於ける生活は、擴大された家庭生活であり、縮小されたる國生活であつたのである。

これを具體的に示すものは、中世の軍記物語などで一家・一門・一族などと稱せられてゐるものが、いづれも上代の氏族に類する血縁團體であること、これである。瀧川博士は「上代の氏族制度は、時代の必要に應じて、この時代の新興階級たる武士の間に復活せられた。この時代の軍記物語の類で、一家一門一族、一類、一流、家門、門葉等の名で呼ばれてゐるものは、何れも上代の氏族に類する血縁團體である。然しこの時代の氏族は氏神の祭祀によつて統制せられた氏族にあらずして、一門一族の首長たる門葉の棟梁の、軍事的統率権によつて統制せられた氏族である。武士階級の間はこの種の氏族制度が復活せられたのは、云ふ迄もなく、血族的親和力によつて、水も洩さぬ團結を作る事が、武士の生活に必要であつたからである」と述べ、氏族制度の復活なる語を用ひて居られる。私をしていはしむれば、上代に氏族制度の形で現はれてゐた家生活が、中世以降、武士の棟梁を中心とする大家族的な生活の形で現はれたのである。またその統制原理は祖神の祭祀から軍事的統帥權へ變つたとはいへ、尙ほ例へば徳川家康が東照宮に祀られ、神君と稱してその遺訓なるものが最高の政治規範とせられたやうに、祖神の祭祀といふことは、統制を維持し強化する上に頗る重要な意義を持つてゐたのである。

(註六) 瀧川博士「日本法制史」三四八頁

かくの如く、封建制度が血縁的關係乃至は觀念によつて指同せられたといふことは、とりも直さずそれが家生活・國生活の一類型に外ならぬことを示すが、更にそれはその生れた母胎である傳統的な國民生活構造そのものを強化するといふ反作用を演じた。蓋し封建制度は七百年の長きに亘つて存続し、その間政治・經濟・社會その他あらゆる生活面に浸透したからである。特に江戸時代に於ては、その浸透の度合には頗る大なるものあり、量に於ても質に於ても、國民生活の全體を被ふ状態とさへなつた。これを敷衍すれば、先づ政治の面に於ては、將軍を頂

點とする一個のハイヤラーキーが完成して、全國の政治が統合せられた。經濟の面に於ては、天領を中心として領域經濟を超越する全國經濟が成立し、以て右の政治形態に對應する經濟的構造が確立した。また封建制度の理論的裏付けとして發達した儒學は、單に武家社會のみならず、農工商などあらゆる身分の生活原理・道德原理として普及した。總じて武士の生活はあらゆる庶民の生活の模範とせられたものであつて、これを端的に示すものは、武家流の文體・書體が全國津々浦々に至るまで用ひられたことであらう。

要するに、四民の別並びにその各々の中に於ける身分は固定して、戰國時代に一時見られたやうな下剋上の世相は現はれるに餘地なき状態となり、以てわが傳統的國民生活構造の一類型として現はれた封建制度は、逆に前者を強化し深化して、恰もそれが國民生活の全部であるかの如き状態となつたのである。かくの如く、封建制度がわが國民生活構造と内面的に密接な關係を持ち、且つ後者を強化する上にかくの如き役割を演じたとすれば、明治維新なる形で封建制度が一應廢棄せられたとしても、國民生活の偶々にまで浸透せる封建的色彩が容易に拂拭せられ得なかつたのは當然であらう。

加ふるに維新以後に於ては、封建制度の下に於て強化せられた國生活・家生活の觀念がそのまゝ存置せられたのみならず、あらゆる制度・政策・教育などを通じて一層國民の間に強調せられた。勿論資本主義經濟の發達と共に市民社會的關係並に觀念は頗る發達したけれども、それらは國生活及び家庭生活、特に前者へ奉仕するものとして、これに包み込んで考へられたのであつて、我國に傳統的な國民生活構造は、依然として強き傳統たるを失はなかつた。

然らばそこに發達した市民社會的關係並に觀念は、固有の國民生活と如何なる關係に立つたか。進んでこの點に

いさゝか言及しよう。

### 三 國生活と社會生活との矛盾

前に述べた家庭生活も國生活も、社會學の概念を借ると、ゲマインシャフト即ち共同社會的生活であると考へられる。即ち感情的結合乃至融和の關係を基礎とする社會集團である家及び國に於ける生活である。これに對してゲゼルシャフト即ち利益社會と呼ばれるものは、意思的な協同若くは提携の關係を基礎とする社會集團である。而して後者は原初的なゲマインシャフトを経て成立するものであるが、その過程を簡單に述べると、親しいゲマインシャフトの封鎖的な社會單位から、冷酷な世間へ投出されたものが、個體の存在即ち個人といふものに唯一の立場と觀點とを集中する、そしてかゝる個人が他人に對して緊張感を懷くと同時に、他人の立場及び觀點をも認めて、意思的に協力し提携するやうになる、かゝる過程を経てゲゼルシャフトは成立するのである。

親しいゲマインシャフトから冷酷な世間へ投出されるといふことは、歴史事實に即していへば、ゲマインシャフト内に於て十分なる生活を營み得ないところから生じた事柄であつて、例へば、家生活の限界内に於ては暮らせなくなつた二、三男が家を去るとか、封建領主の搾取に悩む農民が村落共同體から逃亡するとかが、その初まりである。而して彼等は、盜賊を稼ぐか若くは涉り商業を營むといふのが、洋の東西を問はず、その生活の普通の方法であつた。否、盜賊と商業とが、かつては同一母胎から生れた双生児であることは周知のところである。

いづれにしても、ゲゼルシャフトの成立は個人的な經濟取引を中心としたものであり、その發展も亦分業に基く經濟的な交換關係を樞軸としてゐる。非經濟的な關係はこれより派生し、若くはこれに加はつたものであると見て

差支へない。だからオッペンハイマーに従つて、家生活・國生活に對比する意味での社會生活は、主として經濟的手段を以て、家と家或は個人と個人とが、平等の立場に於て取り結ぶところの、横の關係に於ける生活であるといつても、強ち過言ではなからう。

かやうな社會生活は、横の關係に於ける經濟生活が始まると共に現はれたものである。例へば、西洋中世の都市社會は、近代的市民社會から見れば共同社會であるかも知れぬが、封建制下の村落共同體との比較に於て見れば、明かに市民社會であつた。けれどもそれは長い間認められなかつた。實際生活に於ても學問の上に於ても、社會の存在は長い間認められなかつた。個人と對立するものは殆どすべてこれを『神の王國』或は『國家』に組入れるのがいづれの國に於ても普通の考へ方であつた。併し西洋に於ては、十四世紀から七世紀に、ルネッサンス・宗教改革の過程に於て、先づ神に對する『人間』を發見し、次で十八世紀から十九世紀の初めにかけて、絶對王政に對する鬭争の過程に於て、遂に『社會』を發見した。それは人間の發見、萬有引力の發見、新大陸の發見などと併せ稱すべき、或はそれ以上の意義を持つところの、人類の最大發見の一つなのである。

(註七) 福田博士、前掲書、一一二頁参照。

これに對して我國では、社會の發見は頗る後れた。否、今日に至るまで、社會生活への習熟は勿論、社會生活への認識も一般には殆ど行はれて居らなかつたといつてよ。

江戸時代は商工業が頗る發達した時代であつて、當時の學者も概ね士農工商の職能分化の有用性を説いてはゐるが、それはいづれも封建制度を維持し發展せしめるための方便としてであつて、社會生活そのものを説いてゐるのではない。明治維新後、社會生活は更に進み、我が國民は世界生活へすら入り込んだのであるけれども、尙ほ社會

そのものに對する一般の認識は極めて幼稚なるを免れなかつた。『世間』なる言葉で漠然といひ表はされてはゐるが、明確にそれを意識するまでには至らなかつた。かやうに社會生活の何たるやを知らず、況や社會生活に習熟しなかつた所以は何處にあるか。

事實としての社會生活が、西洋に於けるがやうに發達して居なかつたところにもその原因があるが、それよりも重要なことは、國民生活の構造が家族的・國家的であつて、すべての生活關係がこれに包み込まれ、または包み込んで考へられ、而もそれが長い歴史時代を通じてさうであつたことである。否、特に維新以後に於ては、事實としての社會生活の發達に逆比例して、あらゆる制度・法律・道徳など纏ていよいよ國家本位に設けられ教説せられた。

國家至上主義の立場からすれば、國民が家族的に結合せられてゐて、これによつて強大なる國力が發揚されるならば、それで十分ではないかとの主張もなされ得る。けれども現實に社會生活が發達してゐるにも拘らず、その認識が無い、否、國生活の重要性のみが強調せられて社會生活が輕視せられるとき、そこに一つの大きな矛盾が現れる。國家主義と、個人主義の萌芽形態或は洗練されない形態とも稱すべき利己主義との矛盾がそれである。利己主義に就ては、それを本能或は行爲の動機と考へることもできるが、こゝでは自己本位の人世觀或は社會觀と規定する。即ち自己を見て他を省みざる人生活觀、或は他を以て全く自己の生活欲望充足の手段であるとしか考へない人生活觀であつて、それは唯に個人に於てのみならず、集團に於ても現はれる。國家的利己主義など、稱せられるものがそれである。併しながらこの利己主義は、社會生活の發達並びにそれへの理解の深化と共に、後に述べる個人主義的的人生觀・社會觀に高まるべき性質を持つてゐる。社會生活を媒介として個人主義へ展開するのである。ところが同じく社會生活に媒介されることによつて、ナイーヴな利己主義がひねくれた利己主義に枉曲されることも有り

得る。勿論この場合には、他の規定力がそこに加はるからであつて、具體的にいへば、わが國の場合に於けるが如く、社會生活の發達にも拘らず、それがすべで國生活に包み込んで考へられ、國生活に奉仕すべきものとして制度的、教化的に強要せられたるが如き、それである。かくて我國に於ては、社會生活の發達に伴つて事實上崩壞の急坂を下りつゝあつた共同體的な國生活と同じ事情に伴つて、個人主義に高まるよりも寧ろ枉曲されつゝあつた利己主義的な社會生活との間に矛盾が擴大しつゝあつたのであつて、この矛盾が、戰時中及び戰後を通じて、如何なる形で具現したかは、説明を要しないところであらう。

凡そ完全な利益社會に於ては、個人が自己の立場を主張すると同時に、相手方の立場を尊重する。否、自己と多數の他人とが相結んで成立するところの集團を認め、先づその集團の繁榮を維持し發展せしめて、然る後に自己の生活の向上發展を圖らうとさへ企てる。即ち個人から成立ち乍らそれを超越せる集團を第一義的に考へ、個人意思に支へられながらそれを超越せる共同意思の上位を認めるものであつて、初めに述べた意思的に協同し提携するといふことの具體的な内容は、かゝる點にあるといはねばならぬ。

而して我々が取結ぶ社會集團は大小・厚薄・性質に於て無數であり、一個人の立場からするも、頗る多くの集團に参加してゐる。けれどもこれらの集團の中で最高のものが國家であることが認められてゐる今日に於ては、上述の共同意思は愛國心となつて現はれる。従つて愛國心が我國特有のものでないことは、自ら明かであらう。この點は、『國家は市民社會の單なる投影である。個々人の意思と行爲の交錯から成立する市民社會が陽光を浴びて前面に輝やき、國家はこの市民社會の姿を在るが儘に投影するものでしかない。國家と市民社會の斯かる關係は建國以來の傳統である』とさへ稱せられるアメリカ合衆國の國民生活構造と、未だ市民社會段階を十分に體驗してゐな

我國の國民生活構造とを比較すれば、一層明確となる。

(註八) 松下・武藤・京口・杉本共著「アメリカ民主主義の諸相」一六頁。

意思的な愛國心と感情的な愛國心との差、それは我國が惨敗した原因が、單に物質の上に於てばかりでなく、精神の上に於ても存した事實を卒直に認めるならば、容易に判断し得るところであつて、要するに、國生活を重視して社會生活を輕視したところから生じた矛盾は、國生活自體を、從つて國民生活全體を、脆弱ならしめる結果とさへなつたのである。

## 七　す　び

以上に於て、我が國民生活構造を歴史的に眺め、それを強化する上に演じた封建制度の役割を述べた。要するところは、家的構造を持つ國民生活から生れた我が封建制度は、逆にその母胎を強化し、以て封建的傳統をして最も強力な歴史的傳統たらしめたといふにある。而してそのために、市民社會的生活はその健全なる發達を妨げられ、漸く發達して後もその重要性を認識せられずして今日に至り、そこに重大なる矛盾が露呈せられた。從つて今日強く要望せられてゐるところの封建制度の殘滓拂拭の問題は、單なる封建遺制のみに着目して論議せらるべき問題ではなく、國民生活構造そのものに着目してなさるべき問題であるやうに思はれる。論證頗る粗雑にして且つ誤謬も少くないと思ふが、問題を提起する意味で上梓せるもの、各位の高評を得ば幸ひである。

尙ほ、わが國民生活構造を歴史的に考察する場合には、どの時代に於ても基礎構造を形成してゐる村落共同社會、政治及び經濟の變遷發達にも拘らず常に社會の下部構造として國民生活の全體に規定的な力を持ち續けて來た農村共同體を考察し、その地位乃至役割を究明しなければならぬが、それは今後の研究に委ねたいと思ふ。